

公益財団法人 公益法人協会

第 48 回理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案

「西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金」設置及び募金の件

別紙「募集要領」(目論見書)に基づき、同基金を設置して募金を行うこと。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 時枝孝子(雨宮孝子)

3 理事会の決議があったものとみなされた日 平成 30 年 8 月 17 日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事 鈴木勝治、鶴見和雄

理事総数 15 名 (同意書別添のとおり)

監事総数 3 名 (同意書別添のとおり)

平成 30 年 8 月 6 日、理事 時枝孝子(雨宮孝子) が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき平成 30 年 8 月 17 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、一般法人法第 96 条(定款第 50 条)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案(第 1 号議案)を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成 30 年 8 月 17 日

理事 時枝 孝子 (雨宮孝子) 

理事 鈴木 勝治 

理事 鶴見 和雄 

(別紙)

2018年8月

「西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金」募集要領（目論見書）

公益財団法人 公益法人協会

2018年（平成30年）6月28日から7月8日ごろにかけて降り続いた豪雨は、西日本を中心に甚大な被害をもたらしました。記録的な豪雨により、亡くなられた方のご冥福と被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

公益法人協会は、被害発生当時より現地での被害状況の情報収集に努め、緊急支援の段階から復旧・復興段階への移行時に、適切な支援を行うべく、準備を進めて参りました。7月26日より、河川の氾濫による被害が伝えられた広島県坂町、岡山県倉敷市真備町に役職員を派遣し、市の災害対策本部などを訪問すると共に、避難所運営にあたっている職員・ボランティアの皆様と対話を実施、今後の支援ニーズについて、聞き取り調査を行いました。また、愛媛県に付きましては、現地で緊急支援を実行中の団体と、密な連絡を取り、愛媛県での復旧段階以降の支援に準備をして参りました。

斯かる中、当協会は、被災地及び被災された皆様に寄り添い、本格的に開始される復旧・復興段階において、現地支援団体と連携し、ニーズに合った支援を行うため、「西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金」を立ち上げましたので、ご案内致します。

就きましては、公益法人はじめ、各非営利団体ならびに個人の方々から、下記要領により寄附金を募集致しますので、何卒、主旨をご理解いただき、ご協力の程、心よりお願い申し上げます。

記

「基金名」：「西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金」（略称：西日本豪雨災害基金）

「寄附要請先」： 公益法人、非営利団体、企業および個人

「寄附金目標金額」： 1,000万円

「寄附金募集期間」： 2018年8月～2018年12月末

「現地連携支援団体」：

- 広島県 : 特定非営利活動法人 ひろしまNPOセンター
- 岡山県 : 公益財団法人 みんなでつくる財団おかやま
- 愛媛県 : 特定非営利活動法人（認定NPO法人）ジャパン・プラットフォーム

「寄附金による支援分野」

皆さまからお寄せいただきました寄附金は、今後長期化する避難所生活や、生活再建支援に取り組む、広島県、岡山県、愛媛県の非営利団体（含む任意団体）が実施する次のプロジェクトに対し助成します。

- 子ども、高齢者、障がい者など、特殊な支援ニーズを持った方への支援
- 避難所生活や生活再建におけるニーズにきめ細やかに対応する支援

「寄附のお手続きについて」

添付の寄附申込書に必要事項を記入の上ファックスで下記にお送りください。

- ファックス : 03-3945-1267 総務部「西日本豪雨災害基金」係 宛て
- 振込み先 : みずほ銀行 駒込支店 (銀行コード: 0001、支店コード: 559)
- 口座番号 : (普通) 1278519
- 口座名義 : (公財) 公益法人協会 西日本豪雨災害基金
 (ザイ) コウエイカイソニヨウカイニシニホンコウガサイカイキヤン

「助成金配分方法および必要経費」

皆さまからの寄附金は、次の要領により助成金として、使用されます。

- 有識者により構成される配分委員会にて配分先・配分額を推薦し、最終的に理事会にて決定します。
- 配分先調査・選考・成果検証および寄附者への報告事務等に係る、当協会および現地連携支援団体の必要経費として、合わせて寄附金の 15%以内を充当させていただき、残高を全額助成金として使用します。

「税制上の優遇措置について」

公益法人協会は、内閣府より認定を受けた公益財団法人です。個人の方からの当協会への寄附金は、確定申告することにより寄附金控除が受けられます。寄附金控除は、①所得控除方式、または②税額控除方式のどちらかを選択することができます。詳細は当協会 HP「寄附のお願い」
http://www.kohokyo.or.jp/jaco40/kifu_kojo.html をご参照ください。

また、法人からの寄附金は、通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

「寄附者名の掲載について」

寄附していただいた方のお名前は、匿名希望の場合を除き、配分先団体への配分決定通知文書および支援報告書に掲載させていただきます。尚住所は一切公表いたしません。

以上